

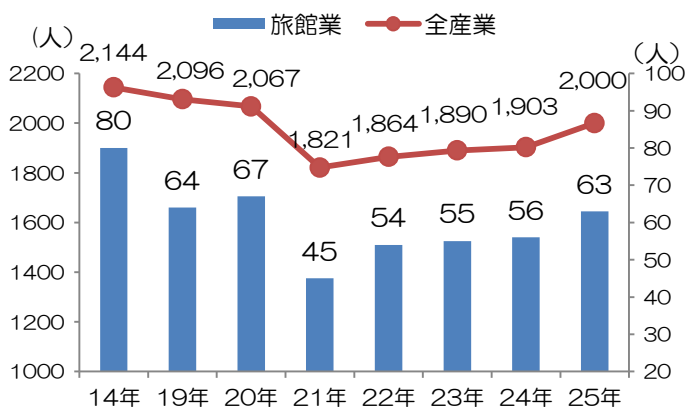
危険有害性の「見える化」を進め、 みんなで目指そう信州一の安心・健康職場

～ 信州・危険の「見える化」推進運動実施中 ～



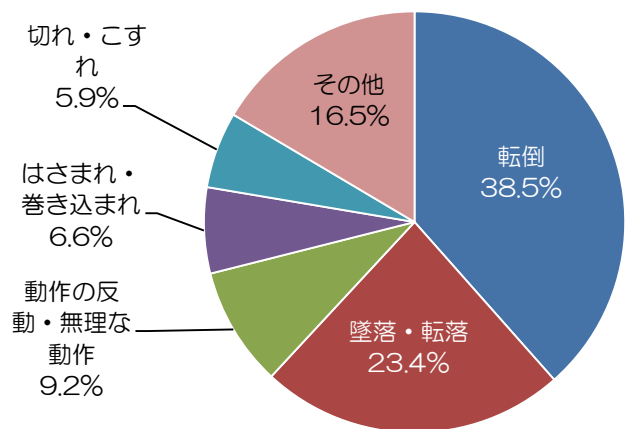
旅館業で働く人のうち、毎年50人以上が労働災害にあっています。しかも、その数は年々増加しています。死傷者の多くは、通路や屋外等での「転倒」、脚立や階段等からの「墜落・転落」、階段等を移動中の捻挫（「動作の反動・無理な動作」）等により被災しています。

■死傷者数(休業4日以上)の推移



労働者死傷病報告(休業4日以上、長野労働局管内)

■事故の型別労働災害発生状況(旅館業)



労働者死傷病報告(休業4日以上、平成21年～平成25年、長野労働局管内)

いま対策を!



基本は4S・・・「整理」「整頓」「清掃」「清潔」

転倒災害の防止

1. 床面、通路は、凹凸や段差がなく滑りにくい構造にしましょう。
2. 床の水濡れや油よごれ等は放置せず、すぐによく拭き取りましょう。
3. 履物は、滑りにくい靴底のものを着用しましょう。
4. 通路、階段、出入口に物を放置しないようにしましょう。
5. 駐車場や屋外の通路、階段等の凍結の状態を十分に確認し、事前に滑り止め等の措置を行いましょ。
6. 階段、通路には通行に十分な明るさを確保しましょう。
7. 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底しましょう。
8. ポケットに手を入れたまま、歩いたりはしゃがないようにしましょう（ポケ手禁止）。



墜落・転落災害の防止

1. 階段の昇降時には、できるだけ両手で物を持たないようにしましょう。
2. 階段には、滑り止めや手すりを設けましょう。
3. 脚立やはしごは、安定した場所で、正しい使用方法で用いましょう。
4. 椅子を踏み台代わりに使わないようにしましょう。
5. 履物は、滑りにくい靴底のものを着用しましょう。

旅館業の基本的な安全衛生管理

旅館業で必要な安全衛生管理体制

- 各種管理者等を選任しましょう。
 - (1) 安全管理者：労働者数50人以上
 - (2) 衛生管理者：労働者数50人以上
 - (3) 産業医：労働者数50人以上
 - (4) 安全衛生推進者：労働者数10人以上50人未満
- 労働者から意見を聴くための委員会等を設置しましょう。
 - (1) 安全・衛生委員会：労働者数100人以上
 - (2) 衛生委員会：労働者数50人以上100人未満
 - (3) 安全衛生懇談会等：(1)、(2)以外の事業場
 - (4) 安全衛生委員会等の記録の保存、議事内容の労働者への周知

旅館業での具体的な安全衛生対策の取組

- (1) 職場で発生する可能性のある災害の芽（リスク）を見つけ、必要な対策を講じましょう。
- (2) 雇入れや配置替えの際は、正しい作業手順など安全衛生教育を行いましょ。
- (3) 朝礼やミーティング等で災害防止の注意喚起を行いましょ。
- (4) 職場の4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底しましょ。
- (5) 転倒災害を防止するため、階段、通路等は、滑りにくい材質のものに改善し、手すりを取り付けましょ。物や水濡れ等を放置しないようにしましょ。
- (6) 屋外の通路等の凍結状態を確認し、滑り止めの措置を行いましょ。十分な照明を確保しましょ。
- (7) 墜落・転落災害を防止するため、脚立やはしご等の安全な使用を徹底しましょ。
- (8) 厨房内での熱中症や一酸化炭素中毒に留意しましょ。

事業場規模別安全衛生管理体制

| 業種 規模 (労働者数) | 旅館業 (労働安全衛生法施行令第2条第2号の業種) |
|------------------------------------|------------------------------|
| 100人以上 (パート、アルバイト等を含みます。以下同じ。)* | |
| 50人～99人 | |
| 10人～49人 | |
| 1人～9人 | |

※300人以上の事業場では、これらに加え総括安全衛生管理者を選任する必要があります。

健康診断の実施と健康管理

- (1) 常時使用する労働者に対しては、雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょ。深夜業などに従事させる労働者に対しては、6か月以内ごとに1回、定期的に健康診断を行いましょ。
- (2) 健康診断の結果は、本人に通知するとともに、有所見者に対しては、産業医等から意見を聴き、就業上の措置を決定しましょ。
- (3) 要精密検査、要治療等と診断された労働者に対しては、医療機関での受診を勧奨しましょ。
- (4) 労働者は、日頃から運動するよう心がけ、健康の保持増進に努めましょ。

職場の受動喫煙防止対策

労働者の受動喫煙を防止するため、全面禁煙又は分煙の措置を講じましょ。

受動喫煙防止対策（喫煙室の設置など）に取り組む中小企業事業主のために、助成金制度があります。詳しい内容については、長野労働局ホームページをご覧ください。

◆ [「受動喫煙防止対策助成金のご案内」](#)

